

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## Meaning of “建荒之情” in Yamatotakeru's Story

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Ono, Asami メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000287">https://doi.org/10.57529/00000287</a>

# 倭建命物語における「建荒之情」の意義

小野諒巳

## はじめに

『古事記』（以下、記）と『日本書紀』（以下、紀）のヤマトタケル物語は大筋をともしながら、表現や展開に大小の差異をもつ。その差異は枚挙に暇がないが、特に顕著なものに西征発令の発端があげられる。熊襲の背反と、それに起因する日本武尊の派遣を簡潔に記す紀に対し、記は小碓命による兄殺しと、それを受けて見出された小碓命の「建荒之情」へ父天皇が抱いた心情を契機として、西征が発令される。

このような独自記事は、記の倭建命（小碓命）に対する性格づけをするもの、また物語の方向性を定めるものとして位置づけられるだろう。なぜならば、記はその独自記事をもつことによつて爾後の展開はもとより、登場人物間の関係性、または倭建命自身の性質を、紀とは全くの別物としているからである。その独自記事たる兄殺し条によつて描かれた小碓命の性質を、具体的な文言を以て規定していくのが「建荒之情」という表現であると考える。本稿はこのような認識のもと、用字の検討を通して「建荒之情」が物語において担う意義を明らかにすることを目的とする。<sup>1</sup>

一、「建荒之情」の先行研究

考察に先立ち、記紀のヤマトタケル西征冒頭部を確認しておきたい。まずは、記の考察対象箇所本文を左に掲げる。

天皇、小碓命に詔はく、「何とかも汝が兄の朝夕の大御食に参る出で来ぬ。専ら汝、ねぎし教へ覺せ」と、如此詔ひてより以後、五日に至るまで、猶参る出でず。爾くして、天皇、小碓命を問ひ賜はく、「何とかも汝が兄の久しく参る出でぬ。若し未だ誨へず有りや」ととひたまふに、答へて白ししく、「既にねぎ為つ」とまをしき。又、詔はく、「如何にかねぎしつる」とのりたまふに、答へて白ししく、「朝署に廁に入りし時に、待ち捕へ、搦り批きて、其の枝を引き闕きて、薦に裹みて投げ棄てつ」とまをしき。是に、天皇、其の御子の建く荒き情（建荒之情）を惶りて詔はく、「西の方に熊曾建二人有り。是、伏はず礼無き人等ぞ。故、其の人等を取れ」とのりたまひて、遣しき。<sup>2)</sup>

これに対し、紀は次のような記事をもつのみである。

秋八月に、熊襲亦反きて、辺境を侵すこと止まず。冬十月の丁酉の朔己酉に、日本武尊を遣して、熊襲を撃たしむ。時に年十六。<sup>3)</sup>

右に示したように、西征発令に関する記述の量は記紀で大きく異なる。紀が熊襲の動向を理由として日本武尊を派遣したのに対し、記は小碓命（倭建命）の兄殺しを載せ、それを契機として「伏はず礼無き人等」である熊曾建の討伐が下命される。以降の展開に先立ち、倭建命の性質を物語っていると考えられる「兄殺し」は記の独自記事であり、そこには記が倭建命に対して付与した性質や、物語全体を規定していく意味合いがあると考えてよいだろう。そこで従来問題とされてきたのが「建荒之情」であり、天皇が抱いた「惶」であった。

多くの場合、「建荒之情」は小碓命の兄殺し記事と不可分の形で論じられてきた。本居宣長が「其御心の荒きほどを、所知見て今以後も、なほ如何なる荒き行をか爲賜はむと、恐れ惶み賜ふなり」と天皇の心情について指摘し、以降、この理解は現在に到るまで多くの論に踏襲される。その後、天皇の心情に対してさらに一步踏み込んだのが西郷信綱であった。西郷は古代

における父と息子との緊張関係を当該箇所に取り、「建荒之情」を、父を恐れさせる異常性と捉える。都倉義孝は西郷の読み取りを部分的に認めながらも、天皇と倭建命とを王権を担う正と負の存在として対比させ、倭建命は「反近代（古代）的反秩序を象徴する負なる存在」であるとした<sup>6</sup>。また、榎本福寿は「建荒之情」は、倭建命を駆りたてて、天皇の命をつねに過度、過激なかたちで実現させずにはおかない源泉である」と位置づける。西條勉は倭建命の「建」が「景行によって恐れられた『建く荒き情』の『建』であり、（中略）兄のオホウスに行使された暴力である」と指摘し、熊曾建からの御名献上を踏まえて、倭建命を否定的に描き出す工夫であると論じた<sup>8</sup>。

このように、倭建命の「建荒之情」に関しては様々な指摘がなされており、特に都倉以降の諸説は倭建命の性質を記という作品に即して具体的に示した論として示唆に富む。しかしその一方で、それらの論では「建荒之情」という語の表現よりも兄殺しの記事をどのように理解するかという点に重きを置くことが多い。この「建荒之情」という表現自体がもつ意味については、看過されがちであったように思う。天皇が倭建命に看取した「建荒之情」の指し示すところは、今一度、その表現から突き詰め考える必要がある。

記の「建」と「荒」を考察した木村龍司は、特に海幸山幸神話で「是を以て、備さに海の神の教へし言の如く、其の鉤を与へき。故、爾より以後は、稍く愈よ貧しくして、更に荒き心を起して迫め来たり」と記される火照命の「荒心」の例を参考に、

「荒心」とは、従わず勝手な行動をとる心ではあるが殲滅し尽くさるべき心ではなく、和らげ柔順なものへと替えられるべき心であると考えられる。（中略）「建強人」「建男」は称ふべき御名としての「建」であり、「建」は称えらるべき概念を含んだ勇ましさを示す語と考えられる。したがって、景行天皇が倭建命に感じた「建荒之情」とは勇猛で、柔らげられなければならない心情であるということになる<sup>9</sup>。

と述べた。木村論の特色として、「荒」を柔らげられなければならない心情と解した点が挙げられる。他方、西澤一光は「建」「荒」の双方を天皇の礼の秩序から見ても「化」されなければならないものであると論じた<sup>10</sup>。対して、松本直樹は仲哀記にみえる「荒御魂」の働きに着目し、「荒」は必ずしも反王権的・反秩序的な性質を示すものではなく、「建」も方向性が定められ

ていない語であると確認した上で、「建」「荒」ともに強い武力や敵対して怯むことのない剛い性情を表し、時として秩序を越えた異民族性を帯びる語と理解すべき」と述べた。このように、「建」も「荒」も肯定的に見る立場と否定的に見る立場とがある。これらの状況を踏まえ、改めて「建」と「荒」の用例を検討していきたい。

## 二、「建」の解釈

記において「建」字は神名・人名に用いられる他、動詞が訓注を含めて四例、形容詞が三例見える。特に形容詞の例は考察対象箇所と熊曾建の発話のみに見え、倭建命物語の中で意図的に配されている可能性が高い。倭建命に関する研究を基軸にした場合、この「建」には、大別して二通りの説が見られる。一つは、土雲八十建や熊曾建などのような反王権の性質とする説である。そしてもう一つが、「建」を武勇に秀でた性質と認め、王権の範囲拡充に必要とされた力であるとする説である。

「信に然あらむ。西の方に、吾二人を除きて、建く強き人無し。然れども、大倭国に、吾二人に益して、建き男は、

坐しけり。是を以て、吾、御名を献らむ。今より以後は、倭建御子と称ふべし」(倭建命西征)

性質がやや異なる動詞の例と本稿の考察対象箇所を除くと、右が記の「建」として考察の対象となる。熊曾建の発話にみえる「建く強き人」「建き男」は武勇に優れた性質と捉えてよからう。倭建という名はその優れた性質に由来するものである。この御名献上は、熊曾建が反王権的存在として認められることから、倭建の「建」にも反王権的性質があると指摘されてきた経緯がある。

しかし、記は日本「武」尊と川上「梟帥」のように表記を使い分ける紀と異なり、表記の差をもたない。したがって、記の場合は「建」表記による善悪の価値表明は看取しえず、八十建や熊曾建の反王権的性質を規定していくのは、本文中に見える表現であると考えられる。

熊曾建の場合「伏はず礼無き人等」とされ、八十建は「土雲」と冠され、また「待ちいなる」と敵対的な態度をみせる描写がなされている。つまり、「建」が即ち反王権的存在なのではなく、その者の性質を明らかにするため、改めて反王権の描写をする必要があったと推察されるのである。<sup>(13)</sup> このことは建御雷

之男神と建御名方神がともに「建」を持ちながら対立関係にある点からも言えるだろう。記においては、名に「建」とあるだけでは反王権とは言えず、「礼無き」などの敵対を示す表現や描写があつて初めてその反王権性が示されると考えられるのである。熊曾建の発話に見える「建」も、熊曾建の武勇と小碓命の武勇とが対比されているのであり、否定的に見る理由はない。むしろ、大和以西で最も武勇に秀でた者として倭建命を賞賛する表現であると捉えるのが適切であろう。

このように考えた上で、改めて神名・人名の「建」を見ていきたい。神名・人名の例は膨大な量にのぼるが、その大半は系譜等に見えるのみで性質の判断が困難である。よつて、物語記事を通して性質の判断が可能な例に限定して考察の対象とする。

- 1 建御雷之男神（建御雷神）……………葦原中国平定
- 2 建速須佐之男命……………八咫速呂智退治
- 3 建御名方神……………国譲り（建御雷神と対峙）
- 4 八十建……………神武東征（神武天皇と対峙）
- 5 建沼河耳命……………多芸志美々との皇位争い（多芸志美々殺害）
- 6 若建吉備津日子命……………吉備国の言向
- 7 建波迹夜須毘古命（建波迹安王）……………崇神天皇との皇位争い

- 8 建沼河別命……………東方十二道平定
- 9 建内宿禰……………新羅親征／忍熊王と対峙
- 10 倭建命（倭建御子）……………兄殺害／西征／東征
- 11 熊曾建（弟建）……………倭建命と対峙
- 12 出雲建……………倭建命と対峙
- 13 御鉏友耳建日子（吉備臣建日子）……………倭建命東征への随伴
- 14 難波根子建振熊命（建振熊命）……………忍熊王との皇位争いで太子方の將軍
- 15 大長谷若建命（大長谷若建天皇）……………葛城の猪獵（大長谷王として目弱王や兄の殺害）

これらの例によれば、「建」を名に持つ神や人は、国土平定や皇位争いなどをはじめとして、武力の行使に関わる物語に登場するという共通性が見出せる。

2は八咫速呂智討伐、15は葛城での猪獵と、他の例と異なる性格の物語を持つが、5・7・9・14は皇位争いに関わる物語に見え、国土平定に関わる物語には、1・6・8・10・13が朝廷側として、3・4・11・12が高天原や王権に敵対する者として現れる。

このなかで着目したいのは、1の建御雷之男神をはじめとして、国土平定に関わる物語中に「建」を名に持つ人物が多く現

れていることである。葦原中国平定が建御雷之男神によって果たされるまでの間に天菩比神と天若日子とが遣わされたが、どちらも命令を果たさず、復奏をしなかった。「建」を名に含む建御雷神之男神に至って初めて国土平定が成されているのである、中巻の国土平定譚にも同様のあり方は見て取れる。

中巻にみえる国土の平定事業として、稿者は①神武東征、②孝靈記の吉備国言向、③崇神記の四道將軍派遣、そして④景行記の西征・東征を考えており、それらの実行者として、①は神武天皇、②は大吉備津日子命と若建吉備津日子命、③は大毘古命と建沼河別命、④では倭建命が挙げられる。②から④の実行者は皆、名に「建」を含む<sup>1)</sup>。

国土平定の実行者に「建」という名が見えることによれば、国土平定を目的として派遣される者の資質として、「建」が設定されていたと考えられよう。無論、先に触れたように、建の第一義は勇猛さである。記はその性質を、国土平定の執行者たるに相応しい資質として意識していたと考えられるのである。

倭建命の場合もその例に漏れることはないだろう。つまり、「建」という性質の露顕によって国土平定を担う者としての資質が示され、さらに熊曾建討伐を経て「建」を名に与えられることで、資質がより明確に打ち出されるのである。

さらに、当該条と関わる「建」の問題として、「建」と無関係の名から「建」を含む名に変わるという点が挙げられる。先にも触れたが、倭建命の名は熊曾建から献上されたものである。景行記冒頭の系譜には「小碓命、亦の名は、倭男具那命」とあり、熊曾討伐以降に倭建命という名で描かれる。「建」を含む名に変化する例は当該条のほかに5と15があり、ことに5は当該条と同じく、物語の展開が名の変化と密接に関わっている。

是に、其の御子、聞き知りて驚きて、乃ち当芸志美々を殺さむと為し時に、神沼河耳命、其の兄神八井耳命に白しく、「なね汝命、兵を持ち入りて、当芸志美々を殺せ」とまをしき。故、兵を持ち入りて、殺さむとせし時に、手足わななきて、殺すこと得ず。故爾くして、其の弟神沼河耳命、其の兄の持てる兵を乞ひ取りて、入りて当芸志美々を殺しき。故、亦、其の御名を称へて、建沼河耳命と謂ふ。

(神武記)

右が5の物語部である。これについて稲生知子は、建沼河耳命の名が反逆者を殺したことによるものであり、反逆者を殺せなかった神八井耳命が即位できなかつた事実を踏まえ、「建」

の性質が天皇になる根拠となりうることを示す」と述べた。<sup>(15)</sup>

5は即位と「建」とが明らかに直結している例であり、この見解は首肯されよう。それを踏まえると、王権の側に属する倭建命の「建」には、二つの意味合いが見て取れることになる。一つは、八十建や熊曾建、出雲建などの例でみてきたような武勇に秀でる者としての性質であり、王権の側から言えば、国土平定に派遣される者の資質としての「建」である。そしてもう一つは、即位に関わる資質としての「建」である。その二つを内包するのが倭建命という名であり、その名に到る発端となる「建荒之情」の「建」と「建き男」という文言は、ともに小確命の人物像を形作る表現として不可欠であったと言えるだろう。「建荒之情」に端を発した熊曾建討伐において繰り返された「建」の主眼は、「建荒之情」をもつ小確命（倭建命）を、西方で最も「建く強き人」であった熊曾建を凌駕する「建」の持ち主として強調することにあつたように思われる。その上、「小確命」から「倭建命」に名が変わつたことで、倭建命には国土平定の実行者としての資質が保証され、さらには皇位に近い皇子としての位置づけが加えられたと考えられるのである。

### 三、「荒」の解釈

次に、「荒」について考えてみたい。一節で確認したことの繰り返しとなるが、「荒」について木村龍司は「柔らげられなければならぬ心情」と指摘し、松本直樹は「強い武力や敵対して怯むことのない剛い性情」であると論じている。他方、神野志隆光はとくに「荒神」を考察対象として次のように述べた。

「王化」＝「教化」は、天皇をその根源とする「礼」の秩序に外ならず、それこそ「正朔」であり、その及ばないものは「荒」ぶるもの、「災害」をなすものである。この〈王化〉の論理において古事記の「荒ぶる」神もはじめ<sup>(16)</sup>て正當に理解される。

右の指摘は新編全集本『古事記』の頭注にも継承され、新編全集本は倭建命の「建荒之情」に対する天皇の「惶」に触れる中で、「天皇の安定した秩序には許容できないような荒々しさ」と指摘する。ただし、この論は「荒神」を対象としている点に留意する必要があるだろう。倭建命物語には「荒神」が頻出し



ており、倭建命の「荒」も「荒神」と全くの無関係とは思われない。しかしながら、記中の「荒」には「荒心」や「荒御魂」などの例もあるため、今一度検討する必要があると思われる。

「荒」は、本文と性格の異なる序文の一例（八荒）と、性質の判断ができない人名の二例（木之荒田郎女、物部荒甲之大連）、籠の目の粗さを表す「八目の荒籠」の一例を除き、次の十三例を考察の対象とする。

1 「……故、此の国に道速振る荒振る国つ神等が多た在るを以爲ふに、是、何れの神を使はしてか言趣けむ」（葦原中国平定）

2 「汝、行きて、天若日子を問はむ状は、『汝を葦原中国に使はせる所以は、其の国の荒振る神等を言趣け和せとぞ。何とかも八年に至るまで復奏さぬ』ととへ」（同右）

3 是を以て、備さに海の神の教へし言の如く、其の鉤を与へき。故、爾より以後は、稍く愈よ貧しくして、更に荒き心を起して迫め来たり。（海幸山幸）

4 其の横刀を受け取りし時に、其の熊野の山の荒ぶる神、自ら皆切り仆さえき。（神武東征）

5 「天つ神御子、此より奥つ方に便ち入り幸すこと莫れ。荒

ぶる神、甚多し。（同右）

6 如此荒ぶる神等を言向け平げ和し、伏はぬ人等を退け撥ひて、畝火の白禰原宮に坐して、天の下を治めき。（同右）

7 小碓命は、東西の荒ぶる神と伏はぬ人等とを平らげき。（景行記系譜部）

8 天皇、其の御子の建く荒き情を惶りて詔はく、（当該条）

9 天皇、亦、頻りに倭建命に詔はく、「東の方の十二の道の荒ぶる神とまつろはぬ人等とを言向け和し平げよ」とのりたまひて、（景行記）

10 東の国に幸して、悉く山河の荒ぶる神と伏はぬ人等とを言向け和し平げき。（同右）

11 其より入り幸し、悉く荒ぶる蝦夷等を言向け、亦、山河の荒ぶる神等を平げ和して、還り上り幸しし時に、足柄の坂本に到りて、（同右）

12 爾くして、其の御杖を以て、新羅の国主の門に衝き立てて、即ち墨江大神の荒御魂を以て、国守の神と為て、祭り鎮めて、還り渡りき。（仲哀記）

1・2・4・7・9・10は「荒ぶる（国つ）神」の例、11は「荒ぶる蝦夷」の例である。いずれも、王権ないし天皇の秩序に属

さない存在であることが文脈上において共通しており、その意味で神野志の指摘は首肯される。その一方で「荒御魂」に着目した松本直樹は、『墨江大神之荒御魂』が「国守神」として祀られる（仲哀記）など、『荒』は必ずしも反王権的・反秩序的な性質を示すものではないと述べており、先に触れた西澤論や新編全集本頭注とは見解を異にする。この指摘を踏まえて、改めて記における「荒」を精査する必要がある。まず、特に松本が指摘した「荒御魂」や、当該と類似する「荒心」の例を中心に、「荒」の性質を確認していく。

『荒御魂』は記では12の例が見えるのみであるが、他の上代文献では、紀と『出雲国風土記』に「荒魂」が確認できる。これらの例を参考としながら、その性質を考えたい。

A 神の誨ふること有りて曰はく、「和魂は王身に服ひて寿命を守らむ。荒魂は先鋒として師船を導かむ」とのたまふ。

（中略）既にして則ち荒魂を擣ぎたまひて、軍の先鋒とし、和魂を請ぎて、王船の鎮としたまふ。（神功撰政前紀）

B 是に、天照大神、誨へまつりて曰はく、「我が荒魂をば、皇后に近くべからず。当に御心を広田国に居らしむべし」とのたまふ。（神功紀撰政元年）

C 「天神千五百万、地祇千五百万、并せて当国に静まり坐す三百九十九の社、及海若等、大神の和魂は静まりて、荒魂は皆悉に猪麻呂の乞む所に依り給へ。良に神霊し坐しまさば、吾に傷はせ給へ。これを以て神霊の神たるを知らむ」  
（『出雲国風土記』意宇郡）

A によれば、和魂は王の傍で命を守ることに威力を発揮し、荒魂は軍団の先鋒として威力を発揮するという。ここでは荒魂・和魂のはたらきがそれぞれ確認できる。続くBでは、天照大神の「我が」という発言から分かるように、この「荒魂」は天照大神の側面と捉えられる。そしてこの魂が皇后の近くにあることは許されない。それは先掲の12も同様であり、記の荒御魂は倭国の外、新羅に祭り鎮められたとされる。また、Bに続く記事において、表筒男・中筒男・底筒男の三神に「吾が和魂をば天津の淳中倉の長峽に居さしむべし。便ち因りて往来ふ船を看さむ」という言葉がある。AやCにおいて荒魂と対応して記される和魂についての言であるが、筒男三神の和魂は天津（撰津国）に鎮座し、往来する船を「看さむ」という。この意志は、Aで和魂が船の守護を担ったことと考え合わせれば、往来する船舶を守護するという意味合いで理解してよいだろう。紀によ

ればこの三神の荒魂は三神の意志によって穴門の山田邑に祭られていた。山陽道の果てにある穴門が荒魂の在所とされ、同神の和魂が畿内の摂津国を在所とするということは、荒魂が中央に近づき得ない存在だという例証となる。

Cでは、娘を和尔に殺された猪麻呂が復讐を果たそうとして神に祈念する発話に和魂と荒魂とが見え、ここでは和魂の働きは期待されず、期待されるのは「荒魂」の発動であった。荒魂に対して「吾に傷はせ給へ」と、和尔の殺傷が叶うように求めるのである。個人の復讐が主眼となる点でA・Bや12とは異なるものの、「荒魂」に求められる役割は大枠において共通していると言える。これらの例から、「荒魂」は他者を害することをはじめ、場合によっては平定などに威力を発揮するものとして捉えうるように思われる。このような荒魂の威力のあり方に鑑みると、「荒魂」は松本のいうように王権・反王権という価値観の埒外にあるといえる。さらに、A・Bと12の例から「荒魂」が本来的に人の近くにあるべきではないことも確認できる。それは、「荒」という力が敵味方を問わず、むしろそのような価値観から外れて、周囲を圧倒する性質をもつからである。12が荒御魂を「国守の神」としたのは、その国(新羅)を見張り、有事の際には荒御魂の威力で敵対する勢力を鎮圧するとい

う役割を期待していたことによると考えられる。

一度平定が済めば荒魂の威力は王身の近くにあるべきではないのであり、王を近くで守護する力としては和魂が求められる。ここにみえる「荒」の性格は、「荒ぶる神」についても同様に考えることができるのではないだろうか。

記では先掲1、2、4、7、9、11に「荒ぶる神」が見え、1は天孫降臨の障害とされ「言趣」の対象である。それは後の例でも同様で、「荒ぶる神」は言向の対象として描かれ、基本的に言向によって「和」される。

和された後の「荒ぶる神」の動向が記されることはないが、6が荒ぶる神を平らげ和した後に神武天皇が無事に「天の下を治め」と記し、11以降、記では大規模な国内の国土平定が行われていないことなどを勘案すれば、「荒ぶる神」が「和」されると言向(平定)の対象からは外れ、天皇の国土支配を妨げることもなくなる、即ち、猛威を振るって他者を害し損なう存在ではなくなると考えてよいだろう。

荒御魂や荒神の「荒」とは、近づく他者を害し傷つける威力やそのありようを意味しているといえ、和されなければその猛威は周囲に対して振るわれ続けるのである。荒御魂の例から分かるように、「荒」のもつ圧倒的な威力は有事にあつては極め

て強力な助けとなるが、その反面、平時においては人の生活のそば近くに存在することができないのである。

3で「荒き心」を起した火照命は、火遠理命に攻撃を仕掛ける。それは火遠理命を害する行為であり、今までに見てきた「荒」の例と共通すると言えよう。その後、火照命は「僕は、今より以後、汝命の昼夜の守護人と為て仕へ奉らむ」と自ら火遠理命への服属を誓い、「隼人の阿多君が祖」として、以降の天皇統治下の世界へと組み込まれていく。その意味で木村龍司が「和らげ柔順なものへと替えられるべき心」と述べたのは当たつていよう。

倭建命の問題に返してみれば、「建荒之情」の「荒」とは、善悪や王権・反王権などの価値観から外れたものであり、方向性を問わず他者を損ないうる激しい威力の源であると考えられ、王権の側からすれば、平時においては和らげられない限り、近くに置いておけない存在であることを指し示す表現であると言えらる。

及川智早は西征にみえる小碓命の残虐性に触れるなかで、『残虐性』も、常人をこえたものになるならば、それはもう既に『神のわざ』なのであり、『荒ぶる神』という概念に限りなく近づいているということが出来る」と述べた。<sup>17</sup>「建荒之情」

という表現を導く兇殺害時の常軌を逸した激しさは、「荒」という性質の発露そのものであつたと考えられる。過剰なまでに他者を害し損なう「荒」は、神功記紀にみえるように適切に向づけることができれば、平定に際して最大の威力を発揮する性質となる。ただし、平時においては人の傍近くに存在できず、「荒」の状態から脱却するか、あるいは遠方にあることが求められるのである。

#### 四、倭建命の「建荒之情」

景行天皇は小碓命（倭建命）の「建荒之情」を惶れたとされるが、その惶れはいかなるものによるのか、最後に考えておきたい。記においてオソレをあらわす表記は他に「畏」「懼」「恐」などがあり、「惶」も含めてしばしば二字熟して用いられる。「惶」全六例のうち、序文を除くと「惶」が単独で用いられるのは、当該と履中記の例のみである。

墨江中王に近く習へたる隼人、名は曾婆加理を欺きて云ひしく、「若し汝吾が言に従はば、吾は、天皇と為り、汝を大臣と作して、天の下を治めむ。那何に」といひき。曾婆

訶理が答へて白ししく、「命の隨に」とまをしき。爾くして、多たの祿を其の隼人に給ひて曰ししく、「然らば、汝が王を殺せ」といひき。是に、曾婆訶理、窃かに己が王の廁に入るを伺ひて、矛を以て刺して殺しき。故、曾婆訶理を率て、倭に上り幸す時に、大坂の山口に到りて、以為ししく、「曾婆訶理は、吾が為に大き功有れども、既に己が君を殺しつること、是義ならず。然れども、其の功を養はずは、信無しと謂ひつべし。既に其の信を行はば、還りて其の情に惶りむ。故、其の功を報ゆとも、其の正身を滅さむ」とおもひき。

(履中記)

履中記で描かれる「惶」は水菌別命から曾婆訶理に対してのものであり、ここで惶れられたのは、他者の甘言を受けて己の主君を殺害する曾婆訶理の情である。曾婆訶理がいつ心変わり起こして我が身に害を及ぼすか分からない状態への「惶」であるとも換言できよう。目には見えない「情」への「惶」は、倭建命の物語にかえって考えれば、善悪や王権・反王権などの価値観を持たない「建」や「荒」がどのような方向にその威力を発揮するか、その当時において明らかではないという状態に基づいたものと考えられる。そのように方向性の定まらない

「建」と「荒」の威力が向かう先を定めたのが、天皇による西征や東征発令の詔であつたといえるのではないか。

記における国内最後の国土平定という事業の重大性を前にした時、倭建命に「荒」という性質が求められた理由も明らかになるように思われる。

神野志隆光は「ヤマトタケル(『景行記』)までにおける大八島国の『王化』の完成と、応神天皇において朝鮮半島を『王化』のうちに組みこむことをつうじて、『天下』の構造を完成するのである」と述べた。<sup>18)</sup> 国内(大八島国)の平定を締めくくる倭建命に「荒」という性質が付与され、また国外(朝鮮半島)を支配領域に組み込む際にも「荒御魂」という「荒」の存在が描かれる点は、平定を成し遂げる力としての「荒」を意識せざるを得ない。記の世界においてそれぞれの地域(国内・外)の平定のとじめとなる箇所には、「建」を越えた、尋常ならざる威力が求められたのである。

仲哀記の場合は神の力として「荒御魂」が現れているが、倭建命は景行天皇の御子、つまり人である。その「人」が荒ぶる「神」との対峙を求められる東西平定を十全に果たすために、倭建命には、只人には過ぎた「荒」の性質があえて付与されたのであろう。<sup>19)</sup> 無論それは単に平定完遂のためだけでなく、「建

「荒之情」が発露した後の文脈への布石としての役割も担っていたと考えられる。

荒ぶる神や火照命の例のように「荒」を性質に持つ者は、「荒」の状態のままでは王権の支配領域内部に留まることが出来ない。倭建命については、「荒」からの脱却なくしては、天皇の在所である倭に留まり得ないことになる。それ故に倭建命は西征へと派遣されるのであり、西征が果たされた後は再び天皇の許を離れ、東征に赴くことになる。倭建命が大和に辿り着けずに能煩野で崩れるのも、「荒」がその時点まで変質し得なかった結果と考えられるだろう。<sup>(20)</sup>

「建荒之情」という語を記の表現から考えたとき、王権の側に立っていえば「建」は国土平定（言向）を果たす被派遣者の資質として必要とされ、「荒」は平定に際して圧倒的な威力を発揮する資質として必要とされたと言える。そして「荒」は、「建」とともに国土の平定——特に、人の身でありながら荒ぶる神々と対峙するために求められた性質であった。荒ぶる神と対峙し得たということは、当然のことながら、人の側に属すると考えられる荒ぶる蝦夷や伏はぬ人もも平伏し得るということになる。「建」と「荒」を持ち併せることによって倭建命は東西平定を果たしうる被派遣者としての資質を保証されるが、

「荒」の性質は同時に、倭建命と大和とを引き離す力でもあった。小碓命を大和の外地へ送り出し、さらには思国歌で思慕する故郷への帰還を許さないという劇的な物語を生み出す源として、「荒」は位置づけられるのである。

### おわりに

倭建命の「建荒之情」とは、倭建命の性質と行く末を規定するとともに、物語を方向づける鍵となる表現であった。記で最後の国内平定という大事業の担い手の資質として求められた反面、それらは編者の意図によって、物語の構築にも必要とされたと考えられる。

熊襲の辺境侵略という外的な要因によって西征に発つことになった日本武尊とは異なり、倭建命は自身の行い・性情によって西征を命ぜられる。またその死についても、死因が曖昧な日本武尊と比して、倭建命の場合は草那芸剣を美夜受比売のもとに置いて伊服岐能山の神を取りに向かったことや白猪の姿をとった神への言挙の問題など、倭建命自身の判断が死因と無関係ではないと推察される。つまり、記は物語の始発と終着をすべて、倭建命自身に起因するものとしているのである。本稿で

取り扱ったところの「建荒之情」の描写はその一環であり、西東の国土平定事業を、倭建命という人物を核として王権の歴史上に位置づけるという意図によるものと考えられる。

「建」は倭建命を西東の「言向」を果たすに相応しい被派遣者として位置づける表現であり、同時に、「建」を冠する倭建命の名は、皇位継承者たる皇子としての資質を想起させる。一方の「荒」は、倭建命が荒ぶる神々と対峙するための尋常ならざる力の源となり、国土平定にその威力を発揮する資質であったと言える。ただしその性質は同時に、倭建命が倭へと戻り得ない理由ともなるのである。

注

- (1) 本稿のいう「物語」は、文学史のジャンルの称としてではなく、ある筋道をもった散文（筋道の要に歌を含み持つ場合も含めて）をさす。
- (2) 引用は新編日本古典文学全集『古事記』（小学館、一九九七年）による。
- (3) 引用は岩波文庫『日本書紀』二（岩波書店、一九九四年）による。
- (4) 本居宣長『古事記伝』（大野晋編『本居宣長全集』十一、筑摩書房、一九六九年）。
- (5) 西郷信綱『ヤマトタケルの物語』（『西郷信綱著作集』一、平凡社、二〇一〇年、初出一九六九年十一月）。
- (6) 都倉義孝「景行天皇と倭建命—王権の正と負と—」（『古事記 古代王

権の語りの仕組み』有精堂、一九九五年、初出一九七六年）。

- (7) 榎本福寿「言向と倭建命の討伐」（『古事記年報』三四、一九九二年一月）。
- (8) 西條勉「ヤマトタケルの暴力—反秩序的なものの意味—」（『古代の読み方—神話と声／文字』笠間書院、二〇〇三年、初出一九九二年八月）。
- (9) 木村龍司「記における「善」「悪」「好」「異」などの概念について」（『紀論論攷』笠間書院、一九七七年）。
- (10) 西澤一光「王権と暴力—『古事記』の問題として—」（『国語と国文学』七一—七二、一九九四年十一月）。

- (11) 松本直樹「ヤマトタケルと王権—大和王権の構造とテクスト—」（『古事記神話論』二〇〇三年、初出『国文学研究』一三九集、二〇〇三年三月）。
- (12) 「建」字は観智院本『類聚名義抄』にタケの語幹をもつ訓が確認できず、武力や猛々しさと繋がりがうる意味は認められない。対して「健」は『類聚名義抄』にコハシ・タケシ・ツヨシなどの訓が見える。本来的には「健」が適当であるが、記においては「建」で統一され、かつ、コハシ・タケシ・ツヨシなどの和語に相応する用いられ方をしている。

- (13) 出雲建には敵対的な描写も討伐の命令もなく、八十建や熊曾建とは異なる。「建」という名と「建」—という名の表記形式が異なり、「建」は他と性質を異にするという見方もでき、確かに後に触れる神人名の4・10・12・15は他と異なる性質を有しているように思われる。このことについては、「建」は建が修飾的に用いられており、建を名の本体とする「建」とは異なることに起因しよう。ただしそれは、王権・反王権の問題と直結するとはいえない。

- (14) ①の実行者である神倭伊波比古（神武）は名に「建」を持たず、東征の途上で「をえ」の状態になる。その状態から快復する契機となったのは、建御雷之男神が下した「其の国を平らげし横刀」の入手である。「建」の力を以て葦原中国を平定した建御雷之男神の威力を、横

刀を通して継承することで、続く東征（国土平定）を果たす力を得たとも考えられるのではないか。この見解については、松田浩氏に口頭でご教示をいただいた部分が多分にある。

- (15) 稲生知子『古事記』に於ける倭建命——「言葉」をめぐる問題から——『古代文学』五十、二〇一一年三月。
- (16) 神野志隆光『荒神』論——古事記覚書——『古事記の達成』東京大学出版会、一九八三年、初出『論集上代文学』五、一九七五年一月。
- (17) 及川智早『古事記』中巻ヤマトタケル（小碓）命西征譚試論（『国文学研究』一三〇、二〇〇〇年三月）。
- (18) 神野志隆光『天下』の歴史——中・下巻をめぐって——『古事記の世界観』吉川弘文館、一九八六年。
- (19) 倭建命のほか荒ぶる神と対峙した者には建御雷神と神武天皇があるが、前者は神であり、後者も神と人との中間と考えられる。「言向」というくりで見ても、大吉備津日子命と若建吉備津日子命が言向けたのは「吉備国」であり、荒ぶる神ではない。なお、（注9）の西澤論文は「ヤマトタケルは、王権にとって脅威であるほどの暴力性を持っているがゆえに、〈天皇の世界〉を実現していくことの出来る存在とされている」と述べる。本稿とは異なる視点による論であるが、この指摘には賛同したい。
- (20) なお、倭建命が内包していた「荒」は、能煩野での死後に解消された可能性が指摘できる。拙稿『古事記』における倭建命葬送条の意義——「倭」と「天」とを中心に——（『古代文学』五六、二〇一七年三月）参照。